

特定健康診査を今年も受けましょう!

平成 20 年度からスタートした特定健康診査も、はやくも 3 年目になります。「昨年受けたから」という理由で特定健康診査を受けられない方がおられます。

糖尿病、心臓病、脳卒中といった生活習慣病は自覚症状が少なく、気がついたときには症状がかなり進行していることもあります。また、私たちの体の状態は、1 年間で大きく変化することもあります。自分の体の状態の変化に気付くためには、健康診査を受けることが大切です。定期的に健康診査を受け、体の状態を数値で把握するようにしましょう。

特定健康診査は、将来の生活習慣病のリスクを早期に発見するために行う健康診査です。特定健康診査の対象者は、40 歳以上 75 歳未満の当健康保険組合の被保険者と被扶養者の方、全員です。対象者の方は、「特定健康診査」か「特定健康診査の検査項目を含む健康診査」を受けていただくこととなります。

被保険者の方は、事業所の実施する定期健康診断を受けていただきます（1 人当たり 5,000 円以内の実費を補助）。

被扶養者、任意継続被保険者の方は、平成 22 年 5 月下旬に送付した「特定健康診査受診券」で特定健康診査を受けてください（無料）。

パートの勤務先で事業主健診を受ける場合、特定健康診査の全ての検査項目が受けられるよう、事業主にお問い合わせしてみてください（費用は事業主負担）。事業主健診に、特定健康診査の検査項目の漏れがある場合は、「特定健康診査受診券」で特定健康診査を受ける（無料）など、事業主に相談してください。